能美市団体旅行促進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、市内での回遊を促進し交流人口の拡大を図るため、能美市への来訪に対し、予算の範囲内において能美市団体旅行促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、能美市補助金交付規則(平成１７年能美市規則第３３号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　能美市への来訪　旅行、合宿、学会(主に学者により構成される団体で、学術研究の向上及び発展を図ることを目的とする団体又は市長が認める団体が主体となって開催する学術研究の発表若しくは討論のための集会その他これらに準ずるものをいう。)、修学旅行(学校教育法(昭和２２年法律第２６号)に定める学校、同法第１３４条第１項に規定する各種学校、その他これらに類する教育施設により実施されるもの)等をいう。

（２）　旅行会社　旅行業法(昭和２７年法律第２３９号)第３条の規定により登録を受けた旅行業者又は旅行業者代理業者で、能美市への来訪を実施する団体又は個人と旅行手配契約を締結したものをいう。

（補助金の交付対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、当該各号に掲げるものとする。

（１）　団体又は個人が能美市への来訪を実施する場合　団体又は個人

（２）　団体又は個人が旅行会社と旅行手配契約を締結し能美市への来訪を実施する場合　旅行会社

（補助金の交付対象となる能美市への来訪）

第４条　補助金の交付対象となる能美市への来訪は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（１）　次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア　団体又は個人が企画、手配及び実施するもので宿泊者数が延べ１０人以上であり、別表１に掲げる指定観光スポットを１箇所以上訪れること。

イ　旅行会社が企画、手配及び実施するもので宿泊者数が延べ１０人以上であり、別表１に掲げる指定観光スポットを１箇所以上訪れること。

（２）　市外からの来訪者によって実施されること。

（３）　対象の宿泊施設は、能美市内の施設であり、旅館業法(昭和２３年法律第１３８号)第３条第１項の規定により石川県知事の許可を受けた者のうち、同法第２条第２項に規定する旅館又はホテル営業を営むもの及び同条第３項に規定する簡易宿泊所営業を営むもの並びに住宅宿泊事業法(平成２９年法律第６５号)第３条第１項の規定により石川県知事に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者が経営を行うものであること。

２　貸切バスを利用する場合における補助金の交付対象は、修学旅行として能美市へ来訪する団体とする。この場合において、利用するバスは、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者のバスでなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

（１）　国又は地方公共団体が主催するもの。ただし、能美市以外の地方公共団体の教育委員会が主催する合宿又は修学旅行の場合は、この限りでない。

（２）　能美市への来訪を実施する団体又は個人が営利を目的とするもの

（３）　政治的又は宗教的活動を目的とするもの

（４）　本市から別に直接的な補助を受けたもの

（５）　同一の能美市への来訪に対して重複して補助金を申請するもの

（６）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和２３年法律第１２２号)第２条に規定する事業(第２条第１項第１号及び２号を除く。)を行う旅行会社が行うもの

（７） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２項に規定する暴力団に関係する旅行会社又は団体が行うもの

（８） その他市長が公序良俗の観点から適当でないと認める旅行会社又は団体が行うもの

(補助金の額)

第５条　補助金の額及びその限度額は、別表２に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第６条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、能美市への来訪の実施の１４日前までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（１） 能美市団体旅行促進補助金交付申請書(様式第１号)

（２） その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第７条　市長は、前条の交付の申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、能美市団体旅行促進補助金交付(不交付)決定通知書(様式第２号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の場合において、助成事業を適正に行わせるため、必要な指示、指導又は条件を付することができる。

(中止の承認申請)

第８条　補助金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた能美市への来訪が、次の各号のいずれかに該当する場合により中止しようとするときは、能美市団体旅行促進補助金中止承認申請書(様式第３号。以下「中止承認申請書」という。)及びその他市長が必要と認める書類を、速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１） 助成事業を中止しようとするとき。

（２） 補助金の申請を取り下げようとするとき。

２　市長は、中止承認申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の

中止を承認し、能美市団体旅行促進補助金交付中止承認通知(様式第４号)により助成事業者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第９条　助成事業者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１）　能美市団体旅行促進補助金実績報告書(様式第５号)

（２）　能美市団体旅行促進補助金指定観光スポット受付印証明書(様式第６号)

（３）　その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第１０条　市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合において、その報告に係る助成事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その内容を能美市団体旅行促進補助金確定通知書(様式第７号)により助成事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第１１条　前条の規定により、交付すべき補助金額の確定通知を受けた者は、直ちに能美市団体旅行促進補助金請求書(様式第８号)により、市長に補助金の請求をするものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第１２条　市長は、補助事業者の提出書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、補助金の交付額を減額し、又は補助金を交付しないことができる。

２　市長は、補助金を交付した後に前項の書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、交付した補助金の一部又は全部の返還を請求することができるものとする。

(その他)

第１３条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則(令和４年３月２５日告示第７１号)

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附　則(令和５年４月１日告示第４１号)

この告示は、公表の日から施行する。

附　則(令和６年４月１日告示第８６号)

この告示は、公表の日から施行する。

附　則(令和７年４月１日告示第６１号)

この告示は、公表の日から施行する。

附　則(令和８年４月１日告示第３２号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表１(第４条関係)

指定観光スポット
能美市九谷焼美術館｜五彩館｜
能美市九谷焼美術館｜体験館｜
能美市九谷焼美術館｜浅蔵五十吉記念館｜
いしかわ動物園
手取フィッシュランド
松井秀喜ベースボールミュージアム
能美ふるさとミュージアム
里山の湯(辰口温泉総湯)
根上学習センター子ども宇宙科学室プラネタリウム
アドベンチャーガーデン能美
小松マテーレ ファブリック・ラボラトリー［fa-bo（ファーボ)］

別表２(第５条関係)

区分	宿泊１泊につき １人当たりの補助額	貸切バス１台当たりの補助額	限度額
旅行・合宿・ 学会	１，０００円	―	５０万円
修学旅行	１，０００円	限度額５万円(大型・中型) 限度額２万円(小型・マイクロ)	５０万円

備考　修学旅行の場合において、貸切バス１台当たりの補助額が限度額に達しない場合は、実費とする。